官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府五）　二
〔省　令〕
○外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令（財務二）　四
○幼稚園設置基準の一部を改正する省令（文部科学三）　四
○著作権法施行規則の一部を改正する省令（同四）　五
○森林法施行規則の一部を改正する省令（農林水産八）　五
○経済産業省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行規則（経済産業三）　五
○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業・国土交通一）　五
○国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（国土交通一一）　六
○環境影響評価法施行規則及び廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令（環境二）　六
〔法規的告示〕
○労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示（厚生労働四四）　六
○森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する件（農林水産二〇八）　七
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の記章を指定した件（経済産業一〇）　七
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたイタリア共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件（同一一）　七
○商標法第四条第二号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたモンゴル国の記章を指定した件（同一二）　七
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたセルビア共和国の監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件（同一三）　七
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州連合諸機関翻訳センターの標章を指定した件（同一四）　八
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された合同核研究所の標章を指定した件（同一五）　八
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際民間防衛機関の標章を指定した件（同一六）　八
○海洋再生可能エネルギー発電設備又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示及び公募対象施設等又はその維持管理の方法の基準に関し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（国土交通二九七）　八
〔官庁報告〕
産　業
日本産業規格（経済産業省）　八
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
料金の額及び徴収期間の変更（中日本高速道路株式会社・首都高速道路株式会社）、税理士証票無効・登録抹消関係　三三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　三三
会社その他
会社決算公告　三四
三九